

長野県飼料作物奨励品種の指定基準、廃止基準及び決定方法

長野県飼料作物奨励品種選定協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、長野県飼料作物奨励品種の指定基準、廃止基準及び決定方法について、次のとおり定める。

1 指定基準

設置要綱第2条に規定する奨励品種については、次の各号の区分に従い指定するものとする。ただし、指定後適用する区分の変更が適当と認められる場合には、変更を行うことを妨げない。

(1) 奨励品種

本県、国及び他の都道府県の試験研究機関（以下「公的試験研究機関」という。）において育成された品種であって、本県試験研究機関又は本県普及機関（以下「本県試験研究機関等」という。）において、本県における自然条件及び経営条件に対する適応性（以下「本県適応性」という。）が高いものと実証された品種。

(2) 普及品種

次のいずれかに該当する品種

- ア 公的試験研究機関以外の機関等において育成された品種であって、本県試験研究機関等において、本県適応性が高いものと実証された品種。
- イ 本県試験研究機関等においては実証試験がなされていないが、国又は他の都道府県の試験研究機関で得られたデータにおいて、本県適応性が高いと認められた品種。

2 廃止基準

奨励品種及び普及品種（以下「奨励品種等」という。）が、指定後次の各号のいずれに該当すると認められる場合については、当該品種の指定を廃止することができる。

- (1) 当該品種に評価の変化があり、本県適応性が高いものと認められなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- (3) 新たな奨励品種等によって代替が可能である場合
- (4) 当該品種の種子の供給が困難となった場合又は供給がなくなった場合

3 決定方法

飼料作物の奨励品種等の指定及び廃止については、本協議会において決定するものとする。

ただし、長野県農業関係試験研究推進会議主催の普及技術検討会における「新しく普及に移す農業技術」についての決定を尊重するものとする。